

掛川市告示第42号

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月12日

掛川市長 松井三郎

別表中

カーシート	障害者が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	障害者	体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級2級以上の者	50,000円
	障害児が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	障害児	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級が2級以上で年齢が満2歳以上の者	

を

カーシート	障害者が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	障害者	体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級2級以上の者	50,000円
-------	-------------------------------	-----	---	---------

に、

9,850円
--------

を

29,800円
---------

に、

視覚障害者用 血圧計（音声 式）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害 2 級以上（日常生活上必要と認められる世帯）	15,000円
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有する者	98,800円
	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児で、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上のもの	

を

視覚障害者用 血圧計（音声 式）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害 2 級以上（日常生活上必要と認められる世帯）	15,000円
パルスオキシ メーター	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	呼吸機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めたもの）	42,000円
	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児及び介護者が容易に使用し得るもの	障害児	呼吸機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する児童であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めたもの）	
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有する者	98,800円
	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児で、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上のもの	

に、

視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用 し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者	99,800円
	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障害児が容易に使用 し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を 受けた児童で身体上の障 害（視覚障害に限る。）の 程度が1級又は2級で原 則として学齢児以上のもの	
視覚障害者用 拡大読書器	画像入力装置を読みた いもの（印刷物等）の 上に置くことで、簡単 に拡大された画像（文 字等）をモニターに映 し出せるもの	障害者	視覚障害者で本装置によ り文字等を読むことが可 能になるもの	198,000円
	画像入力装置を読みた いもの（印刷物等）の 上に置くことで、簡単 に拡大された画像（文 字等）をモニターに映 し出せるもの	障害児	視覚障害児で本装置によ り文字等を読むことが可 能になる者で原則として 学齢児以上のもの	
視覚障害者用 時計	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者 （音声時計は、手指の触 覚に障害がある等のため に解読式時計の使用が困 難な者を原則とする。）	13,300円
聴覚障害者用 通信装置	通信回線に接続するこ とにより、音声の代わ りに、文字等により通 信が可能な機器であ り、障害者が容易に使用 し得るもの	障害者	聴覚障害者又は発声・発 語に著しい障害を有する 者で緊急連絡、コミュニ ケーション等の手段とし て必要と認められるもの	71,000円
	通信回線に接続するこ とにより、音声の代わ りに、文字等により通 信が可能な機器であ り、障害児が容易に使用 し得るもの	障害児	聴覚障害児又は発声・発 語に著しい障害を有する 児童で緊急連絡、コミュニ ケーション等の手段とし て必要と認められる者 で、原則として学齢児以 上のもの	

視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用 し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者	99,800円
	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障害児が容易に使用 し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を 受けた児童で身体上の障 害（視覚障害に限る。）の 程度が1級又は2級で原 則として学齢児以上のもの	
視覚障害者用 音声コード読 み上げ補助ア ダプタ	対応する携帯電話に接 続することで、文字情 報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を 暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換 して出力する機能を補 助するもので、視覚障 害者が容易に使用し得 るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者	4,980円
	対応する携帯電話に接 続することで、文字情 報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を 暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換 して出力する機能を補 助するもので、視覚障 害児が容易に使用し得 るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を 受けた児童で身体上の障 害（視覚障害に限る。）の 程度が1級又は2級で、 原則として学齢児以上の もの	
視覚障害者用 拡大読書器	画像入力装置を読みた いもの（印刷物等）の 上に置くことで、簡単 に拡大された画像（文 字等）をモニターに映 し出せるもの	障害者	視覚障害者で本装置によ り文字等を読むことが可 能になるもの	198,000円
	画像入力装置を読みた いもの（印刷物等）の 上に置くことで、簡単 に拡大された画像（文 字等）をモニターに映 し出せるもの	障害児	視覚障害児で本装置によ り文字等を読むことが可 能になる者で原則として 学齢児以上のもの	

視覚障害者用 小型拡大読書 器	読みたいもの（印刷物 等）の上に置いて拡大 された画像を表示でき るもので、容易に持ち 運びのできるもの	障害者	視覚障害者であって、本 装置により文字等を読む ことが可能になるもの	28,400円
	読みたいもの（印刷物 等）の上に置いて拡大 された画像を表示でき るもので、容易に持ち 運びのできるもの	障害児	視覚障害児であって、本 装置により文字等を読む ことが可能になるもの で、原則として学齢児以 上のもの	
視覚障害者用 時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者	13,300円
聴覚障害者用 印字型通信装 置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	25,000円
	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	
聴覚障害者用 映像型通信装 置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で緊急連絡、コミュニケーション等の手段として必要と認められるもの	71,000円
	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童で緊急連絡、コミュニケーション等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	

に、

点字図書	点字により作成された図書	障害者	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者	市長が必要と認めた額
	点字により作成された図書	障害児	情報の入手を主に点字によっている視覚障害児	
ストーマ装具	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	障害者	ストーマ造設者	19,900円
	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児	ストーマ造設者	

を

点字図書	点字により作成された図書	障害者	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者	市長が必要と認めた額
	点字により作成された図書	障害児	情報の入手を主に点字によっている視覚障害児	
人工内耳用電池	人工内耳用ボタン電池	障害者	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装用しているもの	月額2,500円
	人工内耳用ボタン電池	障害児	聴覚障害児であって、現に人工内耳を装用しているもの	
ストーマ装具	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	障害者	ストーマ造設者	19,900円
	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児	ストーマ造設者	

に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月12日から施行する。